

# 父 母 教 師 会 会 則

仙台市立南小泉中学校  
父 母 教 師 会

## 第一章 名 称

第 一 条 本会は、仙台市立南小泉中学校父母教師会と称し、事務局を同校内に置きます。

## 第二章 目 的

第 二 条 本会は、生徒の幸福と健全な成長をはかるために、父母と教師が協力し、学校・家庭・社会における教育条件の改善、充実に努めることを目的とします。

## 第三章 方 針

第 三 条 本会は、父母と教師で組織される自主的、任意的、民主的団体で、本会の目的を達成するために、次の方針を守ります。

1. 学年（学級）・地域での話し合いを盛んにし、会員相互の理解・親睦を深め、会員の総意を集めて活動します。
2. 学校や学区内の教育的環境を整備し改善するため活動します。
3. 会員のさまざまな研修活動を盛んにするよう努めます。
4. 本会と目的を同じくする他の団体や機関と協力します。  
ただし、会として特定の政党・宗教・営利企業等に対し、これを支持したり、反対したりしません。
5. 学校教育について協力するとともに、学校の人事には干渉しません。
6. その他、会の目的を果たすための必要な活動をします。

## 第四章 会 員

第 四 条 本会の会員は、本校生徒の父母、または、これに代わる者と教職員とにより構成され、すべて平等の権利と義務を持ちます。

## 第五章 会 計

第 五 条 本会の経費は、会費その他の収入をもって当てます。

第 六 条 会費は総会で決定します。

第 七 条 本会の会計年度は前年度3月1日に始まり、翌年2月末日に終わります。

第 八 条 会計の事務については別に定める規定によります。

## 第六章 役 員, 会 計 監 査, 参 与, 及 び 顧 問

第 九 条 本会の役員、会計監査委員は次の通りとします。

1 会 長	1名 (P)	2 副会長	2名 (P 2)
3 幹 事	3名 (P 3)	4 会 計	2名 (P 1, T 1)
5 事務長	1名 (T 1)	6 会計監査委員	2名

第 十 条 役員、会計監査委員の任期は1年とし、兼任は認めません。

第十一 条 役員の仕事は次の通りとします。

1. 会長は会を代表し、会務を執行し、財産の管理等一切の責任を負います。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその代理をつとめます。
3. 幹事は本会の庶務（書記を含む）の担当として会長、副会長を補佐します。
4. 会計は会計処理にあたります。
5. 事務長は諸種の企画や日常会務の処置にあたります。

- 第十二条 会計監査委員はその年度の会計を監査し、その結果を総会に報告します。
- 第十三条 本会に参加及び顧問を置くことができます。参加は校長とし、会合に出席し、意見を述べるすることができます。顧問は運営委員会において推薦し、会長がこれを委嘱し、本会の諮問に応ずることができます。
- 第十四条 役員、会計監査委員の選出は、別に定める規定によります。

### 第七章 総会、運営委員会、役員会

- 第十五条 総会は、本会の最高議決機関で、毎年1回開きます。ただし、会員の3分の1以上の要求がある場合及び運営委員会が要求と認めるときは、臨時に総会を開くことができます。
- 第十六条 総会では、それぞれ次の事項を議決します。
1. 事業活動の報告並びに決算報告の審議・承認。
  2. 事業計画及び予算の審議・決定。
  3. 役員及び会計監査委員の承認。
  4. 会則及び規定の改正、その他重要事項の審議・決定。
- 第十七条 総会の議決は出席者の過半数の同意を必要とします。ただし、欠席者には予め委任状の提出を求め出席者の意思と同等と見なします。議長は互選によります。
- 第十八条 運営委員会は、総会につぐ議決機関であって、必要に応じこれを開きます。
- 第十九条 運営委員会は、各専門委員長、各地区長及び各学年委員長、並びに役員・参加をもって構成します。ただし、参加は決議に加わることはできません。
- 第二十条 役員会は、役員及び参加をもって構成し、総会並びに運営委員会での議決事項と緊急事項等の処理を行います。
- 第二十一条 総会、運営委員会、役員会は会長がこれを招集します。総会、運営委員会の議長はその都度出席会員の中から選出し、役員会は会長が議長となります。
- 第二十二条 役員会が必要と認めるとき、また、運営委員の3分の1以上の求めがあれば、すみやかに運営委員会を開かねばなりません。
- 第二十三条 本会の円滑なる運営と活動を進めるために専門委員会、地区会、学年会を置きます。
- 第二十四条 専門委員会、地区会、学年会の種類・組織及び運営については別に定める規定によります。
- 第二十五条 会員の個人情報の取り扱いについて本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとします。

### 付 則

- 第二十六条 この会則に定めたものの外、本会の運営上必要な事項は、運営委員会に諮って別に定めることができます。
- 第二十七条 この会則は昭和58年4月20日から実施。
- 1 平成11年11月6日一部改定。平成12年4月1日から実施。
  - 2 平成14年4月15日一部改定。平成14年4月から実施。
  - 3 平成16年4月22日一部改定。平成16年4月から実施。
  - 4 平成18年4月28日一部改訂。平成18年4月から実施。
  - 5 平成21年4月17日一部改訂。平成21年4月から実施。
  - 6 平成23年4月29日一部改訂。平成23年4月から実施。
  - 7 平成31年2月28日一部改訂。平成31年4月から実施。
  - 8 令和3年1月14日一部改訂。令和3年4月から実施。

## 地 区 会 規 定

- 第 一 条 本会に、次の11地区を置きます。  
南小泉・西文化、古城、遠見塚A、遠見塚B、中倉、一本杉、大和、桧木  
東文化、保春院、白萩・木ノ下
- 第 二 条 地区会は、生徒の校外生活の向上につとめ、指導にあたります。
- 第 三 条 地区会は、各地区の会員と教師会員によって構成され、次の地区役員を置きます。  
役員は地区長1名、副地区長若干名として、任期は1年とし、再任を妨げません。
- 第 四 条 地区長は、地区を代表し、事故あるときは副地区長が代理します。

## 学 年 会 規 定

- 第 一 条 学年会は、教師、父母一体となって教育に関する理解を深め、当該学年の教育向上に努めるとともに会員相互の理解と親睦を図ります。
- 第 二 条 学年会には次の役員を置きます。  
委員長 1名 副委員長 1名、学年委員会補助委員として専門委員が任に努める。
- 第 三 条 委員長及び副委員長は学年総会で選出します。  
1. 学年委員は学年ごとに選出します。  
2. 委員長、副委員長及び委員の任期は1年とし再任を妨げません。
- 第 四 条 委員長は、会務を掌握し、その学年会を代表します。また、学年委員会を招集してその議長となります。  
1. 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務の代理をします。  
2. 学年委員会は、学年委員で構成し、学年会の運営に関する事項の審議及び学級の世話にあたります。
- 第 五 条 学年総会は年1回以上、委員長が招集して開き、役員を選出及び会務運営上の重要事項の議決等を行います。

## 専 門 委 員 会 規 定

- 第 一 条 この会の活動を円滑に行うために、次の専門委員会を置きます。  
1 研修委員会 2 広報委員会 3 保健体育委員会 4 健全育成委員会  
委員会の任務は次の通りです。  
1. 研修委員会 …会員の研修及び調査研究に関すること。その他各委員会に属さない事項。学年委員長・副委員長が兼任します。  
2. 広報委員会 …広報及び教養活動に関すること。  
3. 保健体育委員会 …会員及び生徒の保健体育に関すること。  
4. 健全育成委員会 …生徒の校外生活、環境整備等に関すること。
- 第 二 条 各専門委員会は、各学年会から次のように割り振り、また、教師若干名の委員をもって構成します。専門委員の任期は1年とし再任を妨げません。

1 研修委員会……………各学年2名 学年委員長・副委員長兼任 合計6名

2 広報委員会……………各学年3名	合計9名
3 保健体育委員会………各学年3名	合計9名
4 健全育成委員会………各学年3名	合計9名

第 三 条 専門委員会に委員長1名、副委員長若干名を置きます。委員長等役職の選定時には、欠席者に予め委任状の提出を求め、各専門委員が委員長、副委員長を互選します。

第 四 条 専門委員会の委員長は、その委員会における会務を行い、その委員会を代表し、委員長事故あるときは、副委員長が代理します。

### 役員及び会計監査委員選出規定

第 一 条 この規定は会則第十四条に基づいて会長・副会長・幹事・会計の役員及び会計監査委員を選出するために適用します。ただし、事務長及び書記は会長が委嘱します。

第 二 条 役員選出委員会の委員の構成と任務は次の通りとします。

1. 選出委員会は各地区より1名、各学年より1名、運営委員より2名、教職員より若干名の委員をもって構成します。
2. 選出委員会の委員長は委員の互選とします。
3. 選出委員長は、委員会を招集し役員候補及び会計監査委員候補の選考にあたります。
4. 選出委員会は、選考した役員候補及び会計監査委員候補の承諾を得て、総会において承認を受けなければなりません。
5. 選出委員会は、任務を終了したときに解散します。

第 三 条 役員及び会計監査委員に欠員を生じたときには、運営委員会にはかり、これを補充します。補充された役員の任期は、前任者の残任期間とします。

第 四 条 役員及び会計監査委員は任期満了後も後任者が決まるまで、その職務を行います。

### 会 計 規 定

第 一 条 本会の会計事務は、会則に定めるものの他、この規定の定めるところによります。

第 二 条 本会の会計予算は、会計の担当において立案し、運営委員会の審議を経て総会に提案します。

第 三 条 支出するときは会長の決裁を受け、支払いしたときは、領収書を徴さなければなりません。

第 四 条 会計には次の帳簿を備えることとします。

1. 現金出納簿
2. その他必要な帳簿

第 五 条 毎年2月末日をもって帳簿類を締め切り、会計は決算書を作成し、証拠書類を添え会長にこれを提出しなければなりません。

第 六 条 帳簿類の提出を受けた会長は、これを運営委員会において審議し、会計監査委員の監査を受けた後これを総会に報告します。

第 七 条 会計の諸帳簿類は3ヶ年保存とします。

会計が交代するときは、会長と会計監査委員立会いの上、後任者に一切の引継を行います。

## 慶弔規定

第一条 慶弔の支出に関する規定を、次のように定めます。この規定にいう慶弔とは、次の場合を指し、支出については別表に定めます。

### <慶祝の部>

本会と本校の充実、発展に貢献し、その功績が顕著な者に感謝状を贈り謝意を表します。

#### 1 感謝状贈呈基準

本年度で会を退く者のうち、本部役員、専門委員会正副委員長、学年正副委員長正副地区長で、3年以上役職を務めた者。また特に功労があつて、運営委員会の承認を得た者。

2 感謝状は毎年定期総会において贈呈します。

3 教職員の転退職の場合は花束を贈り、その労をたたえます。

4 会員及び生徒の中で模範的な行為があつた場合、表彰状並びに記念品を贈ることができます。

### <弔意の部>

1 会員並びに生徒の死亡の場合は、弔電、弔意金を贈り弔意を表します。

2 役員、顧問、参与の死亡については、1に加えて弔辞、花輪を贈ります。

第二条 見舞いの支出に関する規定を次のように定めます。

会員、生徒が事故や火災等にあつた場合は第三条を適用します。

第三条 この規定によりがたい場合は、運営委員会にはかりこれを決めます。また、緊急の場合は会長が決裁し、後日運営委員会に報告します。

### <別 表>

#### 慶弔費支出基準

##### 1. 慶祝の部

1 項の基準 感謝状と記念品

4 項の基準 表彰状と記念品

##### 2. 弔意の部

会 員 5,000円

役員、顧問、参与 5,000円他に弔辞、花輪

##### 3. 見舞いの部

事故及び火災 第3条適用